

開催協議会名	令和5年 第3回 川本警察署協議会		
開催日時	令和5年9月13日(木) 14時00分から15時30分まで		
出席者	協議会委員	5人(金崎会長、森川副会長、日高委員、難波委員、波多野委員)	
	警察署	8人(署長、副署長、生活安全刑事課長、交通課長、警備課長、生活安全係長、地域係長、総務係長)	
会議・協議	署長からの 諮問	諮問事項	自転車乗車用ヘルメットの着用方策
		説明概要	<p>1 県内、管内の自転車関与の交通事故の発生状況</p> <p>2 乗車用ヘルメット着用の効果 主な受傷部位、致死率</p> <p>3 当署の施策</p> <p>(1) ヘルメット着用推進リーダーの委嘱状況</p> <p>(2) 広報啓発ポスターの作成</p> <p>(3) 交通マナーアップモデル校の指定等</p>
		答申(意見等)	<p>1 人数の多い管内高校の部活など幅広く推進リーダーの委嘱を検討しては。 (警察署回答)</p> <p>島根中央高校カヌー部は部員全員の同意の上委嘱しているが、人数の多い団体等に委嘱する場合は、所属する全員の同意が得られないことがあるものの、今後努力していく。</p> <p>2 ヘルメット着用の効用を視覚に訴える方法で交通教室を行ったり、SNS等各種メディアを活用しては。 (警察署回答)</p> <p>7月26日矢上地区児童クラブにおいて開催された交通防犯教室で実施した、豆腐を使った安全性の実験が新聞・テレビで報道され反響があった。今後も様々な年齢層を対象とした交通教室において、着用効果を広報していく。またビデオ教材等を効果的に活用していく。</p>

		<p>SNSの活用としてY o u T u b eのみこ びチャンネルで広報をしている。</p> <p>3 ヘルメットを着用しない者に対する罰則の 検討 (警察署回答) 道路交通法で努力義務と定められ、これを 超える罰則は条例で制定できない。</p> <p>4 各自治体でヘルメットの購入助成制度があ るか。 (警察署回答) 助成制度は自治体では川本町のみ、また島 根県交通安全協会は助成制度があり、指定の ヘルメット購入が必要。助成制度の存在を周 知していく。</p>
<p>委員からの 提 言</p>		<p>1 自転車や歩行者のながらスマホを厳しく取り締まっ てほしい。 (警察署回答) 自転車乗車中のスマホ操作については、島根県道路 交通法施行細則の違反であり、警告や検挙措置を講じ る。また交通教室を通じて危険性等の広報をする。 歩きながらのスマホ操作は法令違反に該当しないが、 危険な行為であるので、あらゆる機会を通じて危険性 について広報を実施する。</p> <p>2 一人暮らしの高齢者に対する特殊詐欺の防止方策は。 (警察署回答) 地域警察官が65歳以上の高齢者に対し、戸別訪問指 導を本年延べ2,861人に行い、情報提供及び注意喚起を 行っている。管内で特殊詐欺が発生した場合は、各自 自治体の有線放送を活用して、注意喚起を行っている。 以前より電話機の前に「S T O P 特殊詐欺」のマグ ネットやP O Pを置いて注意喚起をしてもらっている。 今後も、目の届く場所にチラシを置いてもらう活動 を行っていく。 管内の高齢者に対する優良防犯電話の購入の助成制 度事業を展開するとともに、N T T西日本のナンバー ディスプレイやナンバーリクエストのサービスの周知 を行っている。</p>

3 外国人の対応について、通訳アプリケーションの活用や通訳人の運用状況は。

(警察署回答)

管内には約120人の外国人が居住しており、多言語啓発チラシ等を活用して、法律の周知を図っている。

島根県警では9言語30人の通訳官を運用し、24言語約100人の通訳人を委嘱し警察捜査に協力していただいている。また地域警察官が携帯する端末の30言語対応の翻訳アプリケーションを活用し、日常会話に十分対応している。

110番通報や各種手続きで通訳が必要な場合、民間企業が運営する電話通訳サービスを利用している。このサービスは年中無休24時間対応で12言語に対応し、通訳オペレーターを介し、警察官、外国人の3者通話を行っている。

多様な外国人の対応には翻訳アプリケーションの習熟や通訳官の育成、新たな通訳人の発掘が必要となっている。

写 真



会長あいさつ



警察署長あいさつ



委員の提言



委員の提言



委員の提言



委員の提言



警察署長による説明



生活安全刑事課長による説明



交通課長による説明